

防油堤目地部の補強材の試験確認に係る業務規程

平成10年3月31日危保規程第10号
最終改正 令和3年10月20日危保規程第29号

第1 目的

この業務規程は、「防油堤目地部の補強材の性能等について（平成10年3月25日消防危第33号消防庁危険物規制課長通知）」に示された「防油堤目地部の補強に関する技術上の指針」（以下「指針」という。）に規定するゴム製可撓性材及びステンレス製可撓性材（以下「可撓性材」という。）について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が可撓性材を製造する者の申請に基づき、指針の性能に係る試験確認を行う場合の手続き等を定め、もって指針の性能に適合する可撓性材であることを明らかにするとともに、防油堤目地部の補強材の性能の向上に寄与することを目的とする。

第2 業務の対象

本業務規程に基づく試験確認業務の対象は、指針に規定する可撓性材とする。

第3 用語の意味

この業務規程で用いる用語の意味は、次による。

1 ゴム製可撓性材

ゴム材料の変形によって相対変位に追従する構造のものであり、ゴム材料のみで作られた単層タイプとゴム材料のほかに強度部材料として繊維等を用いる複合タイプのものをいう。

2 ステンレス製可撓性材

ベローズの個々の山の変形によって相対変位に追従する構造のものであり、単式ベローズと複式ベローズのものをいう。

第4 試験確認の方法

試験確認の方法は、確認工場方式とする。

ここで、確認工場方式とは、確認工場の指定を希望する可撓性材の製造工場に協会が職員を派遣し、当該工場の製造工程、製造設備、品質管理体制等を確認させるとともに、同一試験区分ごとに当該工場が実施する試験に立ち合わせるか、又は試験記録を確認することによって、指針の性能に適合する可撓性材を継続して製造することができるかと認めた場合に、試験確認された試験区分の可撓性材に、第6に定める表示を付することができる工場（以下「確認工場」という。）として指定する方式をいう。

第5 手続き

試験確認の手続きは、次に定めるところによる。

1 試験確認の申請等

- (1) 確認工場の指定を受けようとする者は、別記様式第1の可撓性材確認工場指定申請書正副2通及び別表第1に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。
 - (2) 協会は、申請書類を審査した後、品質管理体制がおおむね整っていると認めるときは、協会の職員を製造工場に派遣する。協会の職員は、製造工場において別表第2に掲げる書類及び製造工程、製造設備、品質管理体制等について実地調査を行うとともに、抜き取った供試品について申請者が実施する試験に立ち合うものとする。
 - (3) 協会は、前(2)の試験の結果が指針の性能に適合しており、かつ、製造工場の品質管理体制等が適正であり、性能に適合する可撓性材を継続して製造することができると認めた場合は、当該工場を確認工場に指定し、別記様式第2の確認工場指定通知書により、その旨を申請者に通知する。ただし、確認工場に指定することが適当でないと判断した場合は、その理由を記して申請者に通知するものとする。
- 2 試験確認結果不適合の場合の再申請等
 - (1) 確認工場の指定に係る試験確認を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者が、当該試験確認を改めて受けようとする場合は、前1(1)に準じて再申請を行うことができるものとする。この場合において、前回の試験確認時に不適合となった原因及びそれに対して講じた改善措置について説明した書類を添付しなければならない。
 - (2) 協会は、再申請があった場合は、前1に準じて実地調査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 表示

確認工場は、試験確認を受けた試験区分の可撓性材に、第6に定める表示を付すことができる。この場合の手続きは、次に定めるところによる。

 - (1) 確認工場が、表示を付そうとする場合は、あらかじめ、別記様式第3の表示登録申請書正副2通に、表示管理計画書及び表示の諸元、図案、色、表示方法等を示す書面を添えて、協会に表示の登録を申請するものとする。
 - (2) 協会は、前(1)の申請に係る表示が第6に定める事項に適合し、かつ、適正に表示の管理が行われると認められるときは、当該表示を登録し、その旨を別記様式第4の表示登録審査通知書により申請者に通知するものとする。
- 4 自主試験

確認工場は、可撓性材が指針の性能に適合していることを確認するために必要な試験（以下「自主試験」という。）を実施し、記録を保存しなければならない。また、試験の結果、連続して不適合が発生した場合は、速やかにその旨を協会に通知しなければならない。
- 5 臨時調査
 - (1) 協会は、前4の通知を受けた場合は、必要に応じてその原因を究明するための臨時調査を行い、その改善措置等について関係者と協議するものとする。
 - (2) 協会は、臨時調査を行う場合は、第7、1(3)に定める手数料を確認工場に対し請求できるものとする。請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会が請求する額を振り込むものとする。
- 6 定期調査

- (1) 確認工場は、1年に1回協会が行う確認工場の調査（以下「定期調査」という。）を受けなければならない。ただし、前回の定期調査以後可撓性材の製造を行っていない確認工場にあっては、この限りでない。
- (2) 定期調査を受けようとする者は、別記様式第5の確認工場定期調査申請書正副2通に別表第1に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。
- (3) 定期調査を行う場合、協会は確認工場に対し、事前に調査実施期日その他調査の実施に必要な事項を通知するものとする。
- (4) 定期調査は、協会がその職員を確認工場に派遣して、確認工場の品質管理体制、表示の管理状況、確認工場の指定又は前回の定期調査から現在までの可撓性材の製造量の調査を行わせるほか、抜き取った供試品について申請者が実施する試験に立ち合わせるにより行うものとする。ただし、品質管理状況（自主試験の内容を含む。）が良好な場合、試験項目を減じることができるものとする。
- (5) 協会は、定期調査を行った結果を別記様式第6の確認工場定期調査結果通知書により申請者に通知する。この場合において、引き続き確認工場に指定することが適当でないとは判断した場合は、その理由を記すものとする。

7 再定期調査

- (1) 定期調査を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者は、前6(2)に準じて再定期調査の申請を行うことができるものとする。この場合において、前回の定期調査において不適合となった原因及びその改善措置について説明した書類を添付しなければならない。
- (2) 協会は、前(1)の申請があった場合は、前6(3)から(5)までに準じて再定期調査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

8 可撓性材の試験区分の追加申請

確認工場が可撓性材の試験区分を新たに追加して試験確認を受けようとする場合は、別記様式第7の可撓性材試験確認申請書正副2通に、別表第1に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。その後の手続き等は前1(2)以下に準じるものとし、別記様式第8の可撓性材試験確認結果通知書により、結果を申請者に通知するものとする。

9 製造設備等の変更届、変更調査

- (1) 確認工場は、製造工程、製造設備、試験設備等を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第9の変更届正副2通を協会に届け出るものとし、変更が完了した場合は、協会が軽微な変更と認める場合を除き、協会の確認を受けなければならない。
- (2) 協会は、変更届に係る変更が完了した旨の報告を受けた場合は、軽微な変更と認められる場合を除き協会職員を当該確認工場に派遣し、当該変更に係る調査（以下「変更調査」という。）を行わせるものとする。この場合の手数料は第7、1(7)に定めるところによるものとし、その手続き等は、前5(2)に準じるものとする。
- (3) 前(2)の変更調査は、変更後の品質管理体制、製造設備等を確認するとともに、場合によっては試験による確認を行い、変更後に製造される可撓性材が、指針の性能に適合するか否かについて評価することにより行うものとする。

- (4) 協会は、別記様式第10の変更調査結果通知書により、結果を届出者に通知する。
ただし、変更後に製造される可撓性材が、指針の性能に適合すると判断できない場合は、その理由を記して届出者に通知するものとする。

10 通知書の再発行

試験確認等を受けた者が通知書の再発行を希望する場合は、別記様式第11の通知書再発行申請書によって申請するものとする。協会は、申請理由が妥当であると認めた場合は、通知書を再発行するものとする。

11 その他

- (1) この業務規程に定める試験確認を受けた者は、この業務規程に基づいて協会が交付した文書を改ざんしてはならない。
- (2) この業務規程に定める試験確認を受けた者は、次の事項に変更が生じたときは遅滞なく協会に届け出なければならない。
- ア 試験確認を受けた者の事業所名、所在地、代表者の職・氏名
 - イ 試験確認に係る工場等の名称、住居表示
 - ウ 上記以外で協会が必要と認める事項
- (3) 協会は、公正な試験確認業務の遂行上必要と認めたときは、この業務規程に定める試験確認を受けた者に対して関係資料の提出若しくは書面による報告を求め、又は協会の職員に、確認工場その他の関係ある場所に立ち入り、製造方法、試験内容、試験確認済証の管理状況等について調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- この場合において、この業務規程に定める試験確認を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該立ち入り、調査及び質問に応じなければならない。
- (4) この業務規程に定める試験確認の実施において、供試品等を滅失又は毀損しても、協会はその責を負わないものとする。

第6 表示

1 表示事項等

- (1) 試験確認に係る表示には、容易に消えない方法により「試験確認済証」、「指針に基づく可撓性材」、「危険物保安技術協会」の文字及び「KHK」のマークを記載するものとし、表示の大きさは縦横ともおおむね25mm以上とする。表示例を別記1に示す。
- (2) 表示の図案、色については、協会に登録したものに限るものとする。

2 表示の位置

表示位置は可撓性材の見やすい位置とする。

3 表示の管理

- (1) 試験確認を受けた者は、表示について次のとおり厳正に管理しなければならない。
- ア 表示管理責任者の選任
 - イ 表示の原版等の保管管理体制の確立
 - ウ 登録した表示を付した可撓性材の製造量、製造年月日の把握
- (2) 試験確認を受けた者は、前(1)の事項について帳簿を整備するとともに、協会が

要求した場合にこれを提示しなければならない。

試験確認を受けた者は、ラベル等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。また、ラベル等を他人に占有されたとき（盗難等を含む。）は、直ちに協会に通知しなければならない。

第7 手数料

1 手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし試験確認又は調査（以下この条において「試験確認等」という）、のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額に相当する額を加算した額とする。

(1) 第5、1(1)に定める確認工場の指定

ア 試験区分の数が1の場合

436,000円

イ 試験区分の数が2以上の場合

436,000円に、試験区分の数から1を減じた数に97,000円を乗じた額を加算した額

(2) 第5、2(1)に定める試験確認不適合の場合の再申請

当該再申請に係る試験区分の数に応じ、(1)に準じて算定した額

(3) 第5、5(2)に定める臨時調査

1工場ごとに145,000円

(4) 第5、6(2)に定める定期調査

(1)の額に0.7を乗じた額

(5) 第5、7(1)に定める再定期調査

当該再定期調査に係る試験区分の数に応じ、(1)に準じて算定した額に0.7を乗じた額

(6) 第5、8に定める可撓性材の試験区分の追加申請

追加申請に係る試験区分の数に応じ、(1)に準じて算定した額に0.7を乗じた額

(7) 第5、9(2)に定める製造設備、試験設備等の変更調査

1工場ごとに145,000円

(8) 第5、10に定める通知書の再発行

1部につき1,160円

(9) 第5、3(1)に定める表示の登録申請

5試験区分ごとに27,100円として算定した額

2 旅費等の額

(1) 旅費は次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき10,900円

乙地方 1日につき9,800円

ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

(2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第8 試験確認結果の取消等

1 協会は、試験確認を受けた者又はその関係者が次のいずれかに該当するときは、確認工場に指定した旨の通知又は試験確認に適合した旨の通知を取り消すことができる。この場合において、手数料は返還しないものとする。

(1) 不正又は不当な手段を用いて試験確認を受けたことが判明したとき

(2) 真正かつ公正な試験確認業務の遂行を阻害したとき

(3) 協会の信用を失墜させるか又はそのおそれがあるとき

(4) この規程に違背し、その内容について申請者に悪意又は許容し難い重大な過失があると認められるとき

(5) 試験確認を受けた者以外の者にラベル等を占有されたとき

2 協会は、次に掲げる事態が発生したときは、確認工場に指定した旨の通知又は試験確認に適合した旨の通知を取り消すことができる。

(1) 第5、4に規定する自主試験を実施していないとき若しくはその結果の記録を保存していないとき、又は自主試験の結果不適合が発生した場合の措置が適切でないとき

(2) 第5、5に規定する臨時調査又は第5、9に規定する変更調査の結果、確認工場として継続して指定すること又は試験確認された可撓性材の製造の継続が適切でないとき

(3) 確認工場の指定を受けた者が、第5、6に規定する定期調査を受けなかったとき

(4) 確認工場の指定を受けた者が、第5、9に規定する確認を受けなかったとき

(5) 第5、11(3)の規程に基づき、協会が資料の提出等を求め又は確認工場等に立ち入って調査若しくは質問を行った場合に、これを拒否又は虚偽の報告をしたとき

3 協会は、前1又は2に規定する取消を行おうとするときは、原則としてあらかじめ試験確認を受けた者にその旨を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

4 前1又は2の試験確認結果等の取消は、原則として文書により通知するものとする。通知を受けた者は、試験確認結果等の取消を受けた可撓性材に、第6の表示を付してはならない。

また、当該通知を受けた時点において販売されていない可撓性材に付した当該表示は抹消しなければならない。

- 5 協会は、次に掲げる事態が発生したときは、該当する第6の表示の登録を抹消するものとする。
 - (1) 前1又は2の取消があったとき
 - (2) 協会から確認工場の指定を受けた者又は試験確認に適合した旨の通知を受けた者が廃業した事実が判明したとき
 - (3) 表示の登録を受けた者から当該登録の抹消に係る申請があったとき
- 6 前5の表示の登録に係る抹消の通知を受けた者は、当該登録に係る表示（当該表示の原版等を含む。）を速やかに回収し、適正に処分しなければならない。

第9 申請の不受理

協会は、次の一に該当する申請については、これを受理しないことができる。

- 1 申請者が禁治産者、準禁治産者又は破産者で復権を得ない者である場合
- 2 申請者が第8、1の取消を受け、3年を経過していない場合
- 3 第8、1の取消を受け3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- 4 申請者又はその役員が刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- 5 その他、試験確認を行うことが不適當であると認められる場合

第10 雑則

この業務規程の運用に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（平成11年10月19日危保規程第27号）

- 1 この業務規程は、平成11年10月19日から実施する。

附 則（令和3年10月20日危保規程第29号）

- 1 この業務規程は、令和3年12月1日から施行する。

別表第 1

<p>1 工場全体に関する事項</p> <p>(1) 工場の事業概要書</p> <p>(2) 工場の組織図（各組織の従業員数を含む。）</p>
<p>2 可撓性材を製造する工場に関する事項</p> <p>(1) 製造設備等の配置図</p> <p>(2) 工場の組織図及び職種別の従業員数（品質管理責任者の位置づけを明確にする。）</p> <p>(3) 確認工場の指定又は前回の定期調査から現在までの可撓性材の製造量及び指針の品質に係る自主試験記録</p> <p>(4) 可撓性材に係る社内規格一覧表</p> <p>(5) 可撓性材の製造工程の概要</p> <p>(6) 可撓性材の原材料の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質確保の方法等の概要</p> <p>(7) 可撓性材の製造工程中における品質管理の概要</p> <p>(8) 可撓性材の品質管理特性概要</p> <p>(9) 可撓性材の製造設備（主要な附属設備を含む。）及びその管理の概要</p> <p>(10) 可撓性材に係る試験設備（試験装置、試験器具及び測定器具を含む。）及びその管理の概要</p> <p>(11) 可撓性材に係る苦情処理体制の概要</p>
<p>3 指針の品質に係る試験要領書</p>

備考：1 可撓性材の試験確認を受けようとする場合、組成、成分等についての資料を添付すること。

2 定期調査を受けようとする場合又は可撓性材の追加の試験確認を受けようとする場合、既に提出済みの書類と内容が同じものは提出を省略できるものとする。

別表第 2

1	社内標準の管理に係る規程
2	材料等の規格一覧表
3	製品規格
4	品質管理に係る規程
5	購買に係る規程
6	製造技術に係る標準
7	製造作業に係る標準
8	製造設備の管理に係る標準
9	試験設備の保守管理に係る規程
10	試験設備等に係る公的検査機関の精度証明一覧表
11	苦情処理に係る規程
12	自主試験の成績表

別記 1 表示例

